

綾瀬市工事請負契約の入札に係る疑義申立て手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下、「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、積算内容に関する疑義の申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(申立ての対象)

第2条 積算内容に関する疑義申立ての対象となる入札は、綾瀬市が発注する工事に係る入札（入札中止又は不調となった案件を除く。以下同じ。）とする。

2 申立ての対象となる疑義は、自らの入札額積算根拠との差異に基づくもので、設計書（工種別の金額が記載されているものをいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前の質問提出により確認できる事項を除く。）とする。

(設計書の閲覧)

第3条 入札参加者（当該案件の入札に参加し、入札書を提出した者をいう。以下同じ。）は、開札後からその翌日（その日が綾瀬市の休日を定める条例（平成元年綾瀬市条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日とする。）の正午までの間、設計書を閲覧することができる。

2 前項の閲覧は、入札公告により指定した場所に掲出する設計書により行うものとする。

なお、この場合において、設計書は暗号化された電磁的記録により提供することとし、入札参加者へは入札執行の保留通知書によりその暗号解除用のパスワードを通知する。

3 システム障害等により前項の方法によることができない場合には、市長は別の閲覧期間及び方法を指定することができる。

(申立て手続)

第4条 入札参加者は、前条第1項に定める期間において、疑義の申立てができるものとする。

2 前項の申立ては、疑義申立書（第1号様式）を市契約担当主管課へ直接提出する

ことにより行うものとする。

- 3 前条第1項に定める期間に入札参加者から疑義の申立てがなかった場合には、当該入札結果を有効とする。

(疑義事項の確認及び回答)

第5条 市長は、疑義の申立てを受け付けた場合には、入札参加者へ保留期間の延長及びその理由を通知するとともに、早急にその内容を調査するものとする。

- 2 市長は、疑義の申立内容に関する調査結果を疑義申立書の提出者に速やかに回答するものとする。

(調査結果の取扱い)

第6条 市長は、疑義の申立内容に関する調査結果に基づき、当該入札の結果を次のとおり取り扱うものとする。

(1) 設計内容に誤りがなかった場合には、当該入札を有効とする。

(2) 設計内容に誤りがあった場合には、当該入札を無効とする。

- 2 市長は、調査結果に基づき当該入札の無効を決定した時は、入札参加者全員に調査結果及び入札の効力を通知するものとする。

(再入札)

第7条 前条の規定により入札を無効とした案件について、設計内容を補正し、改めて入札を執行する場合には、当該無効案件の入札参加者であったことを参加の要件とする。ただし、これにより入札の公平性が確保できないと判断される場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 市長は、入札への疑義の申立て内容及び調査の結果、この対応によることで公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第1号様式

疑義申立書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日開札のありました入札案件について、その設計内容に疑義がありますので、次のとおり申立てを行います。

案 件 名	
疑義内容	

注1 疑義申立書の提出は、入札書提出者に限り行うことができます。

注2 疑義申立書は、市契約担当主管課へ直接提出してください。

注3 疑義申立書の提出時は、入札参加者であることを証する書類（社員証等）を持参してください。

注4 自らの入札額積算根拠と設計書の差異について示す資料を添付してください。